

看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

2026 年度

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

| 項目 | 具体的な取組内容 |
|--------------------------|---------------------------------|
| ア 業務量の調整 | 業務の洗い出し、見直しを実施し、業務効率化を図る |
| | 時間外労働を減らす |
| イ 看護職員と他職種との業務分担 | 薬剤師による持参薬確認業務等の分担をする |
| | リハビリ職による患者の移乗業務やSTによる食事摂取指導の実施 |
| | 臨床検査技師の採血業務実施。 |
| | ソーシャルワーカーによる患者相談対応及び退院調整等の分担をする |
| | 事務的な業務は、クレーク等の業務に分担する |
| ウ 看護補助者の配置 | 看護補助者による業務分担の実施 |
| | クレークによる入院時説明等、業務分担の実施 |
| エ 短時間正規雇用の看護職員の活用 | 短時間正規雇用の看護職員の配置 |
| オ 多様な勤務形態の導入 | 夜間専門看護師の導入 |
| カ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮 | 院内保育所の運営 |
| | 曜日を限定しての夜間保育の実施 |
| | 半日又は時間単位の有給休暇制度の実施 |
| | 夜勤等の免除 |
| キ 夜勤負担の軽減 | 月の夜勤回数を一人当たり4回以下とする |

夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理

| 項目【目標】 | 具体的な取組内容 |
|---------------|-------------------------|
| 夜勤者の業務負担軽減を図る | 11時間以上の勤務間隔の確保 |
| | 連続夜勤はしない |
| | 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫 |
| | 看護補助者業務のうち5割以上が療養生活上の世話 |
| | 夜間院内保育の実施(曜日限定) |